

令和元年6月24日

甲斐市議会議長 長谷部 集 殿

提出者	甲斐市議会議員	清水 正二	印
賛成者	甲斐市議会議員	伊藤 毅	印
	甲斐市議会議員	秋山 照雄	印
	甲斐市議会議員	清水 和弘	印
	甲斐市議会議員	滝川 美幸	印
	甲斐市議会議員	五味 武彦	印
	甲斐市議会議員	赤澤 厚	印
	甲斐市議会議員	斉藤 芳夫	印
	甲斐市議会議員	有泉庸一郎	印
	甲斐市議会議員	山本 英俊	印
	甲斐市議会議員	内藤 久歳	印
	甲斐市議会議員	藤原 正夫	印
	甲斐市議会議員	小浦 宗光	印

甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部改正の件

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由

昨年6月に議会改革特別委員会を設置し、これまで、議員定数及び議員報酬等の調査検討を行ってきた議論の結果、甲斐市自治会連合会からの議員定数の削減等の要望や「市民参加の議員研修会」及び「市民と議会の対話集会」の参加者アンケート、また、本市の人口ビジョンにおける人口減少などを勘案する中で議論を行い、同委員会として議員定数を現行の22人から3人削減し19人とすることが適正である報告結果がまとめられた。

よって、同委員会の1年間に及ぶ調査検討結果を最大限尊重し、本市議会の議員定数を19人とする。

これが、本議案を提出する理由である。

(別紙)

甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部改正の件

甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

甲斐市議会の議員の定数を定める条例（平成 17 年甲斐市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

本則中「22 人」を「19 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。